資料４

平成２９年６月２０日
防　衛　大　学　校

民間競争入札実施事業
防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等業務委託
の実施状況報告　（平成２７年度～平成２９年度）

Ⅰ　事業の概要

１　事業内容

本事業は、防衛大学校（以下「防大」という。）の調理場等を使用して、防大が作成する献立及び調達する食材等により、防大本科学生及び自衛官の営内居住者（以下「喫食者」という。）に対する調理作業等について、喫食者の満足度向上を図りながら、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に則り衛生管理を行うとともに、安全で効率的かつ安定的に給食の提供を実施した。

２　契約期間

平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの３年間

３　受託事業者

株式会社　トウショク

４　受託事業者決定の経緯

（１）入札参加者

５者（入札前に提案書を提出させ、審査により５者を合格とした。）

（２）入札及び開札日

平成２７年１月３０日

（３）入札結果

落札（予定価格の範囲内１者のみ）

Ⅱ　確保されるべき業務の質の達成状況及び評価等

１　評価項目

（１）防大から指定された食事開始時間までに食事を提供すること。時間遅延０回とする。

（２）防大から指定された食数を提供すること。食数不足０回とする。

（３）衛生的な食事及び喫食環境を提供すること。受託事業者の責めに帰す食品衛生事故発生０回とする。

２　評価に当たっての調査項目

（１）前項に掲げる本事業の質として設定した評価項目

（２）献立に関する履行の状況

３　評価

表１のとおり、調査項目のすべてにおいて満足できる結果であった。

１回約２，０００名に及ぶ喫食者に対し、年間を通じて朝・昼・夕の食事を遅滞なく確実かつ安全に提供できたことは、本事業の所期の目的を達成できたものとして評価できる。

また、防大給食委員会委員を通じて喫食者から給食業務に対する意見を聴取したところ、概ね円滑に遂行されているとの評価を得るとともに、給食アンケートの結果においても味付け等について喫食者から支持を得ており、受託事業者に起因する不満や改善要望は見当たらなかった。これは、防大から指示された献立等を受託事業者が確実に履行したことの証左であり、このように確保すべき業務の質が達成されただけでなく、質の高い食事及び良好な喫食環境を提供できたことにより、給食業務に対する喫食者からの好感度及び信頼度が向上したことは高く評価できるものである。

表１

調査項目	調査結果
指定された食事開始時間までに食事が提供できたか。	時間遅延０回
指定された食数を提供できたか。	食数不足０回
衛生的な食事及び喫食環境を提供できたか。	受託事業者の責めに帰す食品衛生事故０回
指示された献立を提供できたか。	献立に関する不履行０回

４　受託事業者からの改善提案による実施事項

受託事業者からの事業実施中の効率化に資する提案に基づき、学生食堂内清掃業務等に係る受託事業者従事者（以下「従事者」という。）の人員配置について、洗浄室３、洗浄室２、学生食堂（ホール）に、分かれて食器類の撤収、洗浄、格納、清掃を各持ち場の人員だけで実施していたが、受託半年後から作業に優先順位を付け、洗浄室３及び洗浄室２の担当が作業終了後に学生食堂（ホール）の支援に回り、効率よく流動的に作業を進められるよう人員配置を見直したことにより、従前の作業時間内でこれまで以上に余裕を持ってより丁寧な作業が可能となるとともに、衛生的な食事及び喫食環境の提供に繋がり、本事業において確保されるべき業務の質が向上した。

Ⅲ　経費に関する評価

１　従前の業務における経費との比較

平成２５年度及び平成２６年度（ともに単年度事業）の業務との経費の比較は表２及び表３のとおりである。今回は複数年契約（平成２７～２９年度（３箇年））であったため、契約額を単年度に割り戻して比較を行った。受託事業者については、平成２５年度及び平成２６年度は（一般財団法人）防衛弘済会であったが、平成２７年度（複数年契約）は㈱トウショクに事業者が変更となった。

表２

平成２７～２９年度契約額 （単年度当たりの金額(A)） （円）	平成２５年度契約額（B） （円）	増減額(A-B) （円）	増減率 （%）
１５７，４００，０００ （５２，４６６，６６６）	４７，５００，０００	４，９６６，６６６	１０．５

※契約額は消費税抜きである。

表３

平成２７～２９年度契約額 （単年度当たりの金額(A)） （円）	平成２６年度契約額（B） （円）	増減額(A-B) （円）	増減率 （%）
１５７，４００，０００ （５２，４６６，６６６）	５３，８００，０００	△１，３３３，３３４	△２．５

※契約額は消費税抜きである。

２　評価

平成２７～２９年度の業務と平成２５年度の業務との経費の比較は、表２に示すとおり４，９６６，６６６円（１０．５％増）の増額となっている。その主な要因としては、平成２５年度の食堂棟の建替（移転）に伴う影響（仕様書変更（業務範囲等）及び３６日間の業務停止期間の発生）が挙げられる。更に、事業者の変更も考慮して契約額のみで比較した場合、平成２５年度契約額４７，５００千円（３２９日）を３６５日に換算した経費は約５２，７００千円となるが、平成２７年度契約額５２，４６６千円は想定額を下回っていることから妥当な金額であると言える。

また、平成２５年度との変更点である食堂棟の建替に伴う延床面積９５６㎡増（４７％増）及びノロウィルス菌検索の追加が経費増要因と推測されるが、当該要因を加味した金額であること及び複数年契約による影響（契約回数の減少に伴う事務手続きの簡略化、受注の安定化、習熟度の向上に伴う効率的な業務の実施）を減額要因として考慮した場合、経費の増額分が３６日間の業務停止期間分のみと推測される点から妥当な経費削減効果が得られていると思料する。

参考として、平成２６年度の業務との経費を比較した場合、平成２７～２９年度契約額が減額となった要因としては、委託内容が平成２６年度と同様であることから、複数年契約によるものと推定される。複数年契約としたことで、契約回数の減少に伴う事務手続きの簡略化、受注の安定化、習熟度の向上に伴う効率的な業務の実施等により１，３３３，３３４円（２．５％減）の削減が図られ、経費削減という所定の目標は達成された。併せて、平成２５年度の業務との経費の比較を考慮した場合、見掛け以上の経費削減効果が得られていると思料する。

また、経費削減にもかかわらず食品衛生管理に係る定期的な教育及び研修等は従前よりも実施回数増となっていること、衛生管理面において更なる強化が図られたことを考慮すれば、低

廉で質の高い業務が実施されたと評価できる。

なお、その他の変動要因として、受託業者が変更されたことから、事業者の判断により人員数配置（常勤職員及び委託作業員の比率）が変化したが、これが経費の増減に及ぼす影響については、給与等の雇用条件が異なるため、比較は困難である。

Ⅳ　監督状況及び受託者との連携

各勤務日とも防大の検査官及び監督官が作業に立ち会い、確保されるべき業務の質が達成されているか否か検査及び監督するとともに、受託事業者側の管理責任者（以下「管理責任者」という。）から防大へ提出される業務日報により、防大と受託者の業務達成状況に係る認識が一致しているか否かについて確認した。

また、従事者に対する連絡事項については、すべて管理責任者を通じて行い、常に緊密な連携をすることにより、遅滞なく業務を遂行することができた。

Ⅴ　まとめ

１　評価の総括

確保されるべき業務の質の達成状況及び経費に関する評価とも満足できるものであり、本事業については、安全で効率的かつ安定的な給食の提供及び経費削減という目的を達成できたものと考える。

また、入札等調達業務の透明性、競争性及び公正性の確保については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号）に示されたプロセスに基づき、情報の公開、パブリックコメント等部外からの意見聴取及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）における審議等の手順を踏むことにより、民間競争入札開始前と比較して格段に向上できたものと考える。

特に入札参加者５者のうち２者が新規参加者であったことから、入札実施要項により、新規参入者にも本事業の内容をわかり易く案内できたものと思料する。

２　今後の方針

本事業は、良好な実施結果が得られており、事業実施期間中において受託事業者が業務改善指示を受けた或いは業務に係る法令違反行為等を行った事例はない。また、今後とも、防大では安全で効率的かつ安定的な給食業務のために、実施状況について外部の有識者等によるチェックを受ける予定である。

また、入札には５者が参加し、うち２者が新規参入者（うち１者が落札者）であり（平成２５、２６年度に入札に参加したのは３者）、入札参加者数の増大に加え、仕様書及び入札実施要項への問い合わせや役務実施場所等の確認要望に対して個別対応を厳守したことから競争性は十分に確保されており、加えて確保されるべき業務の質に係る達成目標についても、食事の提供に際し、時間遅延、食数不足、食品衛生事故の発生、献立の不履行は皆無であり、目標を完全に達成している。更に、経費削減の点においても効果を上げていることから市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（２６．３．１９。官民競争入札等監理委員会。以下「指針」という。）Ⅱ１（１）に規定されている終了プロセスへの移行基準をすべて満たしているものと思料する。

したがって、平成３０年度以降においては、当該指針に基づいた終了プロセスに移行したうえで本事業を継続することとしたい。終了プロセスに移行した場合は、監理委員会の関与から外れることとなるものの、これまで監理委員会を通じて厳正に審査されてきた公共サービスにおいて確保されるべき業務の質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえたうえで、本校自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていく。